

岩手県告示第627号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成26年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名 岩手県三陸南沿岸織笠漁港海岸織笠地区海岸

2 指定区域 次の基点1から基点23までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点23と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度27分25秒10791、東経141度57分23秒19263
- 基点2 北緯39度27分31秒40986、東経141度57分29秒14614
- 基点3 北緯39度27分32秒18323、東経141度57分32秒56430
- 基点4 北緯39度27分31秒94913、東経141度57分33秒22101
- 基点5 北緯39度27分31秒77860、東経141度57分33秒54518
- 基点6 北緯39度27分31秒67129、東経141度57分33秒66970
- 基点7 北緯39度27分31秒51261、東経141度57分33秒82581
- 基点8 北緯39度27分31秒10294、東経141度57分34秒22882
- 基点9 北緯39度27分30秒97368、東経141度57分34秒60728
- 基点10 北緯39度27分30秒42911、東経141度57分34秒60579
- 基点11 北緯39度27分30秒01246、東経141度57分33秒23578
- 基点12 北緯39度27分29秒81026、東経141度57分31秒43188
- 基点13 北緯39度27分24秒90554、東経141度57分26秒58105
- 基点14 北緯39度27分17秒79394、東経141度57分37秒89325
- 基点15 北緯39度27分18秒06409、東経141度57分40秒20802
- 基点16 北緯39度26分59秒37498、東経141度57分46秒05453
- 基点17 北緯39度26分58秒33097、東経141度57分43秒53729
- 基点18 北緯39度26分58秒85006、東経141度57分41秒67298
- 基点19 北緯39度27分04秒23606、東経141度57分39秒72075
- 基点20 北緯39度27分05秒56050、東経141度57分42秒04719
- 基点21 北緯39度27分11秒10669、東経141度57分41秒32174
- 基点22 北緯39度27分16秒26202、東経141度57分39秒88835
- 基点23 北緯39度27分16秒30916、東経141度57分37秒06953

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センターに備えておいて縦覧に供する。